

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	南会津町
4. 届出番号	9
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.minamiaizu.org/gyousei/

執行機関名

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	南会津町介護保険訪問介護サービス利用者負担金助成要綱(平成18年南会津町告示第96号)による介護保険訪問介護サービス利用者負担金助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		南会津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1 第9の項 南会津町介護保険訪問介護サービス利用者負担金助成要綱(平成18年南会津町告示第96号)による介護保険訪問介護サービス利用者負担金助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第1条	南会津町介護保険訪問介護サービス利用者負担金助成要綱(平成18年南会津町告示第96号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療をする者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関する必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この告示は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に基づき、訪問介護サービス(以下「サービス」という。)を利用する低所得世帯に属する高齢者について、サービスに係る利用者負担金の一部を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

⑦独自利用事務の関連規範		南会津町介護保険訪問介護サービス利用者負担金助成要綱(平成18年南会津町告示第96号) 南会津町社会福祉法人による介護保険利用者負担金減額措置補助金交付要綱(平成18年3月20日告示第95号)
--------------	--	---